

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年1月22日認可した。

平成22年1月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）五味尾水路地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奥野水路2号地区
高松市川島土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）西横田農道地区
”	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池西水路管理道地区